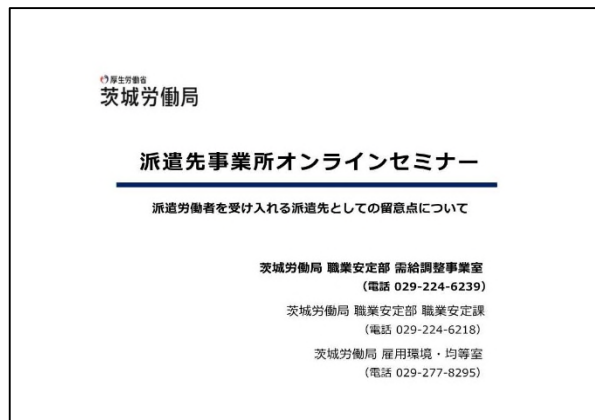


「派遣先事業所オンラインセミナー」を開催しました！

令和7年1月24日



▲「労働者派遣法」について説明する

職業安定部 需給調整事業室 職員

茨城労働局では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等を図ることを目的として、1月22日～1月24日の3日間に派遣先事業所を対象としたオンラインセミナーを実施いたしました。

セミナーでは、派遣労働者の受け入れの流れと注意事項や禁止事項等、また同一労働同一賃金にかかる派遣先事業所の義務等について説明いたしました。

3日間で350名を超える多くの方にご参加いただきました。

また、雇用保険法及び育児・介護休業法等の改正について、ご案内させていただきました。

茨城労働局では局内各課室・関係機関等と連携し、引き続き法律・施策等の周知に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

- 労働者派遣法について

職業安定部需給調整事業室 電話：029-224-6239

- 雇用保険法について

職業安定部職業安定課 電話：029-224-6218

- 育児・介護休業法等について

雇用環境・均等室 電話：029-277-8295